

平成 30 年 5 月 9 日

吸収分割に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

富士通株式会社

代表取締役社長 田中 達也

富士通株式会社（以下「当社」という。）は、平成 30 年 4 月 27 日付で RUN.EDGE 分割準備株式会社（以下「分割準備会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、平成 30 年 6 月 12 日を効力発生日として、当社がスポーツ向け映像検索・分析事業に関して有する権利義務を分割準備会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うこととしました。

本件分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割承継会社が交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

（1）交付する株式数の相当性

分割準備会社は、本件分割に際して、普通株式 6,700 株を新たに発行し、その全てを当社に割当て交付することといたしました。分割準備会社は、当社が全ての株式を保有する当社の完全子会社であり、当社と当社完全子会社間の吸収分割であることから、分割準備会社が本件分割に際して当社に対して交付する株式の数は、相当であると判断いたしました。

（2）資本金等の額の相当性

本件分割により増加する分割準備会社の資本金および資本準備金の額は、分割準備会社の事業規模に対応した適正な資本金の額を考慮しつつ、機動的かつ柔軟な資本政策を実施すべく、会社計算規則第 37 条の規定および公正な会計基準等に従い、相当な金額を定めております。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

（1）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割株式会社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割株式会社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割株式会社に関する説明

本件分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の当社の事業活動において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件分割の効力が生ずる日以後における当社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

(2) 吸収分割承継会社に関する説明

本件分割後の分割準備会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の分割準備会社の事業活動において、分割準備会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件分割の効力が生ずる日以後における分割準備会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

吸 収 分 割 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社
RUN.EDGE 分 割 準 備 株 式 会 社

吸収分割契約

富士通株式会社（以下、「甲」という。）と RUN. EDGE 分割準備株式会社（仮称）（以下、「乙」という。）は、2018年4月27日（以下、「本締結日」という。）付で、以下のとおり本吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は、本契約の定めるところに従って、会社法の定める吸収分割（以下、「本件分割」という。）の方法により、甲のスポーツ分野向け映像検索・分析事業（以下、「対象事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に対して承継させ、乙はこれを承継する。
2. 前項の「スポーツ分野向け映像検索・分析事業」とは、甲のデジタルソリューション事業本部におけるスポーツ競技団体向け競技映像検索・分析に関するソフトウェアサービス事業をいう。

第2条（商号・住所）

本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：富士通株式会社

住所：川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：RUN. EDGE 分割準備株式会社（仮称）

住所：東京都大田区新蒲田1丁目17番25号

第3条（承継する権利義務）

本件分割により、甲より乙に承継される権利義務は、本件分割がその効力を生ずる日（次条において定義する）において、対象事業に係る別紙1記載の資産、負債その他の権利義務とする。なお、債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2018年6月12日とする。但し、本件分割手続の進行に応じ、必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、乙が第3条により承継する権利義務の対価として、乙の普通株式6,700株を、甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0円
- （2）増加する資本準備金の額 0円
- （3）増加する利益準備金の額 0円

第7条（株主総会等）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本契約の承認を甲の株主総会の承認を経ることなく実施する。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本件分割及び本契約の承認を求める。

第 8 条（競業避止義務の免除）

甲は、本件分割後においても、乙に対して競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（善管注意義務）

1. 甲は、本締結日後、効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、対象事業を遂行し、対象事業又は乙が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、事前に乙の同意を得た上でのみ、実行するものとする。
2. 乙は、本締結日後、効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、自己の業務を遂行し、これに重大な影響を及ぼす事項については、事前に甲の同意を得た上でのみ、実行するものとする。

第 10 条（本件分割の変更又は解除）

甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、法令に基づき要求される監督官庁等の承認等を得られない場合、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に著しい変動が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、合意により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第 12 条（管轄）

本契約の履行及び解釈に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2018 年 4 月 27 日

甲 川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役社長 田中 達也

乙 東京都大田区新蒲田 1 丁目 17 番 25 号
RUN. EDGE 分割準備株式会社（仮称）
代表取締役社長 窪田 隆一

別紙 1
承継権利義務明細表

乙の承継する資産及び負債は、次のとおりとする。これらのうち、資産及び負債については、2018年3月31日を算定基準日とし、同日現在の甲の貸借対照表を基礎として、効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

効力発生日において対象事業に属する現預金、器具備品、及びソフトウェア等。但し、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める範囲の資産に限り承継する。

(1) 現預金

効力発生日において甲が保有する現金及び預金のうち、金9,000万円に限る。

(2) 器具備品

効力発生日において甲が保有する器具備品のうち、対象事業のみにおいて現に使用しているソフトウェア開発・試験用パーソナルコンピュータに限る。

(3) ソフトウェア等

効力発生日において対象事業のみに属するソフトウェア、及び当該ソフトウェアに付随する文書等に関連する著作権に限る。

2. 債務

なし。

3. 承継する契約上の地位

なし。

以 上

貸借対照表

(平成 30 年 4 月 26 日現在)

RUN.EDGE 分割準備株式会社

貸借対照表

(平成30年4月26日現在)

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	純資産合計	10,000,000

以上